公益社団法人日本整形外科学会教育研修会規則

第１条　日本整形外科学会（以下、日整会という。）は、日整会専門医の養成および継続教育を目的とする教育研修会（以下、研修会という。）を開催する。

第２条　研修会の主催は、日整会ならびに地方整形外科学会、日本臨床整形外科学会、整形外科領域の専門別学会および研究会とし、研修会の主催者は原則として日整会の会員とする。

第３条　研修会の開催地は日本国内とし、海外での開催の研修会は認めない。教育研修委員会は細則に定められた方法により申請された研修会を審査する。認定された研修会は日整会誌等で会員に公示する。教育研修委員会は必要に応じて特定の会に研修会の企画・実施を要請することができる。

第４条　研修会主催者は、受講者データを日整会に提出しなければならない。

第５条　研修会主催者は研修会の認定を受けた後、所定の事務費を納付しなければならない。

補　則

第６条　この規則の改正は、教育研修委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

２　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、細則に定める。

附　則　この規則は平成２５年１１月２１日から施行し、平成２６年１月１日から適用する。

附　則　この規則は平成２６年１１月１３日から施行し、平成２７年１月１日から適用する。

Copyright © The Japanese Orthopaedic Association. All rights reserved.

公益社団法人日本整形外科学会教育研修会細則

第１条　日本整形外科学会教育研修会（以下、研修会という。）は、教育研修委員会が開催を依頼する場合と、研修会開催を企画する側が教育研修委員会に通知して認定を受ける場合とがある。

第２条　規則第３条の研修会主催者からの研修会の手続きと研修会の認定審査は以下のとおりとする。

（１）主催者はコンピュータを用いたオンラインで研修会の申請をする。（郵送等による申請は受け付けない。）

（２）研修会の審査は、教育研修委員会、スポーツ委員会、リウマチ委員会、脊椎脊髄病委員会が各々行い、認定する。

（３）認定された研修会には、認定結果を通知の上、請求書を発行する。

第３条　開催日の３箇月前の月の２０日までに手続きを完了する。

第４条　研修会の認定の基準は、１講師・１演題・連続した１時間を原則とする。
特例として、連続した３０分２演題で１単位、連続した４０分３演題で２単位を認める場合がある。但し、同一カテゴリーに限る。

第５条　講師資格は下記のとおりとする。

（１）大学の助教以上、基幹病院勤務の医長、部長、院長

（２）開業医においては上記職歴経験者

（３）他科の講師および外国人講師は（１）および（２）に準ずる。

（４）上記に該当しない講師は、略歴・サマリーに基づき審査する。

第６条　規約第５条に定める事務費は、１研修会につき１０，０００円とする。ウェブ研修会の場合は、追加で２０，０００円（計３０，０００円）とする。なお、一旦、納付された事務費は、いかなる理由があっても返金しない。

補　則

第７条　この細則の改正は、教育研修委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

附　則　この細則は平成２４年１１月２２日から施行する。

附　則　この細則は平成２５年１１月２１日から施行する。

附　則　この細則は平成２６年１１月１３日から施行し、平成２７年１月１日から適用する。

附　則　この細則は平成２７年２月１９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則　この細則は令和２年６月１５日から施行する。

Copyright © The Japanese Orthopaedic Association. All rights reserved.